

事件番号 令和6年(行ウ)第133号 (第3事件) 口頭弁論 意見陳述書

原告 山川義保

7人の原告を代表し、意見陳述いたします。

私たち原告は2024年6月11日に、夢洲IR用地での土地課題対策工事(土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去など)に関する大阪市の支出が、地方自治法、地方財政法に違反し、市民の利益を損ねていると考え住民監査請求を行いました。同年8月9日に「一部合議不調、一部棄却」という結果が出されました。勧告には至りませんでした。監査報告書には、膨大な関係部署への質問と聞き取り調査の結果が記載され、「公共工事に準ずるものとは極めて曖昧な概念」「一部の監査委員により勧告に値するとの意見」という監査委員の認識、および監査委員による一致した「付言」が示されました。

この結果を受け、9月9日に住民訴訟(「大阪IR・カジノ土地改良事業差し止め訴訟」として提訴しました。

本件は、大阪市長並びに大阪港湾局長に対し、夢洲IRカジノ誘致に関する土地課題対策工事の費用負担の合意と、工事費用支払いの差止めを請求するとともに、2023年12月4日から開始された液状化対策工事の対象となった大阪市私有地(IR・カジノ用地)使用賃料(1カ月2億1073万0859円)の支払いを請求するものです。

この裁判は大阪市と大阪IR株式会社の不当な市有地使用貸借契約の問題を追及するものであり、その社会的意義は大きいと考えています。

以下、3点述べます。

1. 大阪市によるSPCへのIR用地引き渡しと賃料発生 of 具体的事実の公表を求める

(1) 先行する2つの訴訟以降、新たな事実が進行しています。

①2023年12月4日から、土地課題対策工事が開始されたこと。

②2024年9月6日SPCの解除権失効と、同10月1日の大阪市によるSPCへの土地引き渡しが行われたことです。

これらを巡り報道各社は「解除権放棄」「2030年IR開業確実」「10月から大阪市に月額約2億円の賃料」など報じました。

(2) しかし「10月から大阪市に月額約2億円の賃料」の報道は誤っています。報道の直後に大阪IR推進局に問い合わせを行い、以下の事実を確認しました。

①2024年10月時点ではほとんど賃料は発生しない。

現在ほとんどの敷地で、大阪市の責任で土地課題対策工事として「液状化対策工事」が行われている。この工事は大阪市の責任で行っているため賃料は発生しない。

②全額賃料が発生するのは、土地課題対策工事終了後である。

来春からの本体工事が開始されても、建設に伴い発生する例えば基礎杭打ち工事で生じる残土処理は、土地課題対策工事の内の「土壌汚染対策工事」になる。それに要する土地には賃料は発生しない。工事の際に出る地中埋設物を除去する工事も同様である。

(3) 上記の内容は、8月9日の住民監査請求の結果において監査委員が厳しく指摘しています。住民監査請求結果の「判断」には、「監査委員の合議が整わなかったが、本件請求全般を通じて、監査委員により、次の認識が示された」として「付言」が付されました。そこには「(2)適正に賃料徴収を行なうための十分な協議と確認体制の確保について」として、以下、明記されています。

①-1 「本件事業用定期借地権設定契約に基づく大阪市から大阪IR株式会社への土地引渡し後に

においては、IR事業用地全体において、同契約に基づき賃料が発生する範囲の土地(有償の土地)の部分と、なおも土地課題と認められる土地(無償の土地)の部分とが、一定期間、混在することが認められる」

- ①-2 「本件土地課題対策工事の使用範囲は、工事進捗に応じて随時変動していくと想定され、変動に対応した境界部分の確定が随時適切に行えるのか、境界部分は認識できたとしても、実際に施工されている工事を土地課題対策工事とIR建設工事に明確に仕分けすることができるのかという点において疑念が残る。」
- ①-3 「大阪市としては、…(略)…随時的確に把握、分別することは依然として難易度が高いと考えられることから、本来賃料を徴収すべき区域についても無償の取り扱いとしてしまうという事態を招きかねないと懸念される。」
- ①-4 「土地の引き渡し後においては、IR事業用地全体の土地使用状況が確認できる体制を敷き、大阪IR株式会社と十分な協議を行って、本来徴収すべき賃料を正確に徴収されたい。」
- ② 「施工業者の選定に係る説明責任」の項では、「事業遂行におけるプロセスの透明化を図り、市民に対して丁寧な説明を尽くすよう留意されたい」とまで記述されています。

(4)横山大阪市長は、上記を軽んじています。

- ①住民監査結果において述べられ、また大阪IR推進局が述べたように、現実には「有償の土地」の部分と「無償の土地」部分とが一定期間、混在することになります。大阪府・市は様々な協定や契約を結び、公費による支出の実態把握を複雑化させてきました。これらは税金の用途を不明瞭にし、市民の利益に反します。公費投入によってIR誘致を盤石のものにする意図が働いたとも考えられます。裁判によりこれらの実態が明らかにされることを望みます。
 - ②また大阪市はSPCによる土壌調査で液状化現象が確認されたため慣例を覆し、市有地についての土地所有者責任を理由に土地課題対策工事(液状化対策工事など)を行う期間、大阪IR株式会社に土地を無償で提供することとしました。そして「公共工事に準ずる」として、公費で土地課題対策工事を行っています。その施工業者は、大阪IR株式会社株主の竹中工務店・竹中土木共同企業体、株式会社大林組、大成建設株式会社です。
「公共工事に準ずる」という曖昧な概念のもとで土地を無償で貸し、工事費用を負担し、さらに工事を請け負った利益は大阪IR株式会社株主のゼネコンに入ることになります。このようなことは許されません。「公共工事」として大阪市が施工主となり、公平な競争入札で業者を決めるべきでした。大阪市民の税金・公費を自らのお金のように勝手に、都合の良いように使われていることに強い憤りを覚えます。
 - ③また大阪市には説明責任を果たしてもらわなければなりません。大阪IR推進局のホームページには「IR事業用地の引渡し(2024年10月)」としてPDFの図表1枚が掲載されているのみです。また「令和6年10月15日IR準備工事の着手」として「準備工事の施工業者:竹中工務店・竹中土木・銭高組・南海辰村建設共同企業体/準備工事の内容:仮囲い、仮設事務所、工事用インフラ等の設置、準備作業(敷地測量・整地等)など」と、わずか2行が記載されているだけです。
 - ④大阪市が報道各社に対し、土地引渡しによる賃料発生について正確に伝える努力を怠ったため、間違った情報が流布されました。私たちの事実確認と各社への要請により、「東京報道新聞社」は10月24日付で「令和6年10月5日より掲載しております記事、下記の情報につきまして誤りがありました」として、「(正)10月時点では、土地の引き渡しによる賃料はほとんど発生しません。全額賃料が発生するのは、土地課題対策工事が終了した後になる見通しです。」との訂正記事を掲載しました。本来は大阪市の責任で是正されるべきと考えます。
 - ⑤土地課題対策工事とIR建設工事の混在は、少なくとも来春から最低1年以上は続く可能性を否定できません。住民監査請求の結果と判断は、本件夢洲IR用地使用の賃料請求に関する重要な内容を構成するものと考えます。裁判を通じて事実を解明していただくことを求めます。
- (5)またSPCによる解除権の失効と、7つの事業前提条件(税務上の取扱い、カジノ管理委員会規

則、資金調達、開発、新型コロナウイルス感染症、財務、重大な悪影響に関する条件)の成就・放棄(実施協定第99条の2の4号、5号)についての経過も明らかにしていただきたいと考えます。

- ①条件の成就がなされないまま解除権が失効できるのであれば、使用貸借契約でなく初めから事業用定期借地権設定契約を適用すればよかったです。未だSPCは「カジノ免許」の申請さえ行っていません。カジノ免許も取得せず、施設工事を始めるなど常軌を逸脱しています。
- ②また「税務上の取り扱い」についても決まってはいません。夢洲は「国際戦略総合特区における地方税の特例制度」の適用地区であり、地方税(法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税)の特例制度を設け、5年間最大ゼロ+5年間最大1/2に軽減できます。IR・カジノ事業者にこれを適用するのか、またカジノ利用者の儲けに対する課税率はどうなるのか、まだ何も決まってはいるのです。万博開催期間中の「条件付き工事継続」など、大阪府市政の「IR・カジノ誘致」至上主義が、本件のIR用地賃料請求を含め、一連の係争事件の根本に存在しています。時の大阪府市政の施策によって大阪市民の財産に損害が生じることがあってはなりません。

2. IR・カジノの大阪への誘致そのものの是非を問う

- (1) 2014年、松井一郎元大阪府知事がIR・カジノ候補地として夢洲を表明しました。そして2016年、当時の安倍政権の下でIR推進法が施行され、2018年にはIR整備法が成立。以降、MGM・オリックスなど事業者が決まり、大阪府により区域整備計画が承認され国がこれを認定。2023年には国が実施協定を認可し、大阪府とSPCによる実施協定が締結されました。そして同年12月4日から本件に関する土地課題対策工事が着工されました。まさにIR・カジノは国策事業であるといえます。
- (2) しかし本当にIR・カジノは大阪にとって、また日本にとって必要でしょうか。2018年、カジノ関連法案が国会で審議されていた当初を思い出していただきたいのです。これまで刑法は、賭博・カジノを刑罰の対象であると禁じてきました。その社会的害悪があまりにも大きいからです。カジノは射幸心をあおり、人の不幸を前提とする事業であるためです。松井氏、吉村氏など維新の会の皆さんは、「カジノでなく、国際会議場やエンターテインメント施設だ」「経済効果が大きい」などを強調し、「目的の公共性」から刑法との整合性、違法性の阻却を説明しましたが、納得のいくものではありませんでした。
- (3) その後、カジノ事業計画で明らかになったことは「IRの事業収入のほとんどがカジノ収入」であること。また「利用対象者の7割が関西圏を中心に日本に暮らす市民を対象としている」ことでした。儲かるのはSPC・米国カジノ資本やゼネコンであり、大阪府市民に「恩恵がある」など一切ないことが明確になりました。カジノ事業誘致は、自治体が推進すべき施策ではないのです。また「カジノ収入で大阪府市民の福祉増進」との主張もありますが、人の不幸の上に成り立つ幸福などありません。私たちは、これを拒否いたします。
- (4) 吉村知事や横山市長は、「世界最高水準のIR」と言い「経済効果」を強調していますが、まやかしです。日本の財は奪われ、カジノ資本に支配された地域経済は、一部のグローバル企業に利益をもたらす一方、地元の多くの地場産業や商店街の発展とは関係なく、住民に恩恵を与えるどころか地域経済を衰退させていきます。多くの有識者が「マイナスの経済効果」や「カニバリゼーション」を指摘してきましたが、大阪府市はこれを一切無視し、多角的な検証を行っていません。またカジノの街・大阪となることで大阪の良き文化は浸食され、子どもたちにも大きな影響を及ぼします。治安は悪化し、ギャンブル依存症などにより多くの市民を不幸にするものです。国と自治体が私たちの税金を使い、カジノ・賭博事業を推し進めることなどあってはなりません。裁判を通じて、大阪市という自治体の在り方を問いたいと考えます。

3. 住民自治、首長、行政と議会のあり方、民主主義の問題を問う

- (1) 大阪府民市民は、IR・カジノの誘致を望んでいないという根本問題が解決していません。IR・カ

ジノ誘致が社会的問題として取りざたされた時、多くの世論調査は「カジノ誘致に反対」が多数との結果を示しています。しかし大阪府市は、私たちから民意を示す機会を奪いました。

- (2) 2022年、大阪府で『夢洲カジノの是非を問う住民投票条例制定直接請求署名』運動(3月25日～5月25日)が取り組まれました。大都市圏を抱える大阪府での直接請求署名運動は「不可能」と言われ、実に43年ぶりのことでした。当時、私はこの運動の事務局長を担当させていただきました。大阪府内72市区町村に在住する約1万人の府民が、受任者や協力者として連日署名運動に取り組み、わずか2カ月間で総数210,134筆(有効数192,773筆)もの署名を集めたのです。大阪府選挙管理委員会が審査した有効署名数は、法定数を46,264も上回るものでした。
- (3) 当時、吉村知事はテレビ報道で「反対派の意見も聞く」と述べていました。しかし実際に面談を求めると拒否しました。本音と建て前を使い分ける方です。同年7月、大阪府議会にカジノ住民投票条例案を提出した際、吉村知事は「反対」意見を表明し、議会は数時間しか審議せず、あつという間にこれを否決しました。大阪府民の意思を問うという民主主義の根本を否定したのです。
- (4) 現在の大阪府市行政は、時の首長が進める施策について真に住民の利益にかなうものであるのか、その判断ができていません。また大阪府議会・大阪市会は、首長と同じ会派が過半数を超え、行政施策と予算を公正かつ適正にチェックできていません。機能不全と言えます。大阪府市という地方自治体が、時の首長・議会多数会派の政策を進めるため、民間会社に支配され、府市民の税金を湯水のように濫費しているこの事態は危機的なものです。まともなチェックが行われているのであれば、今回の提訴もなかったと考えます。
- (5) 大阪の在り方を決めるのは、時の首長でも議会でもありません。広い意味での主権者である私たち大阪に暮らすすべての住民でなければなりません。この裁判を通じて、主権の在り方、住民自治の意義を明確にしていきたいと望んでいます。

最後に埋立地である夢洲の危険性について触れておきます。2024年3月28日、夢洲の万博会場工事現場でメタンガスによる爆発火災事故が発生しました。万博協会は、「濃度を測定し公表」としていますが、メタンガスや硫化水素は常に発生し続けており、根本的な解決策ではありません。

また8月8日には日向灘を震源とする地震を受け、政府は初めて南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発令しました。有毒ガスの発生、液状化現象や津波被害が現実的な問題として提起されています。

日本万博協会は避難計画を策定していますが、非現実的であるとの批判の声が有識者から上がっています。子どもたちを安全確保の保障のない夢洲に行かせることへの不安も広がっています。

夢洲でのIR・カジノ事業も同様の課題を突き付けられています。IR事業に関して、避難計画策定と実施主体はSPCとなっています。その責任を大阪府市は負っていません。自治体が「公共工事に準ずる」として土地課題対策工事を行ってまで誘致を進めているにもかかわらず、住民の命と暮らし、財産に責任を持つとしていないのです。このままIR・カジノ事業を進めることを認めることはできません。甚大な被害が起きた場合の補償や後始末には、結局私たちと未来の市民の血税が使われることになるのです。

一般・産業廃棄物等の処分地、埋立地である夢洲は、本来、大規模集客施設を誘致できるような場所ではありません。

これらの危険性や問題点を勘案したとき、夢洲へのIR・カジノ事業誘致と万博開催はまさに「命の問題」であるということを司法が深く認識され、公正な審理のもと判断していただくことを切に願います。

最後になりましたが、先行して提訴された原告の方々とともに、この訴訟を闘っていけることはとても頼もしく、また、勇気づけられる思いがしております。以上、意見陳述とさせていただきます。